



共済会の事務手続きについて

(1) 退職年金事業

2026年3月

一般社団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会

※ 本資料は2025年11月20日開催した業務説明会資料を基に作成していますが、一部改訂箇所がございます。

- 退職年金事業の概要
- 重要な変更点
- 外国人職員について
- よくあるお問い合わせ

■ 退職年金事業の概要

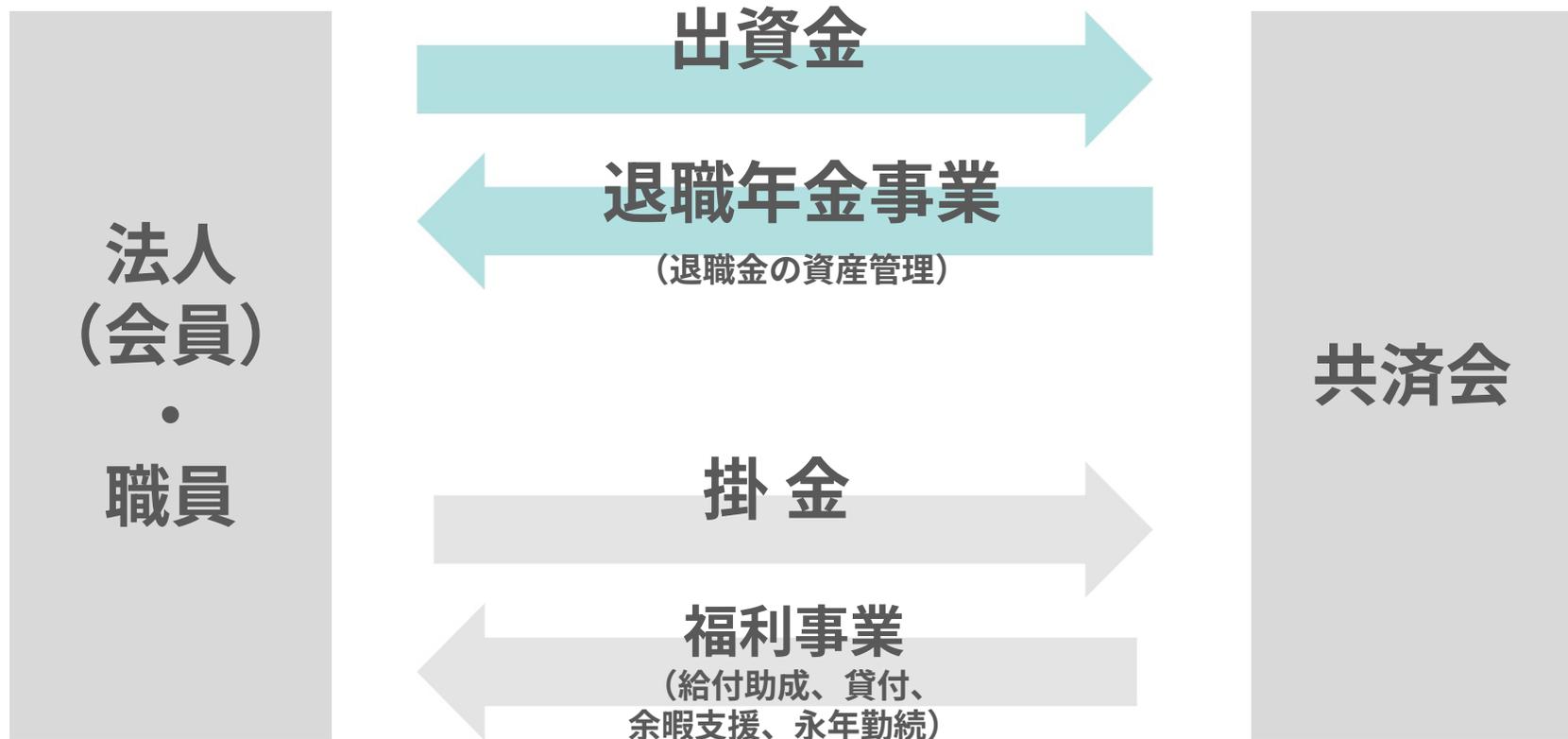
重要な変更点

外国人職員について

よくあるお問い合わせ

共済会の事業

共済会は退職年金事業と福利事業の2つを運営しています



退職年金事業の特徴

退職所得の問題や保険業法の適用を回避するために、

**「法人の退職金制度（自社退職金）に関する積立金を、
法人からの預託に基づいて管理・運用している」**

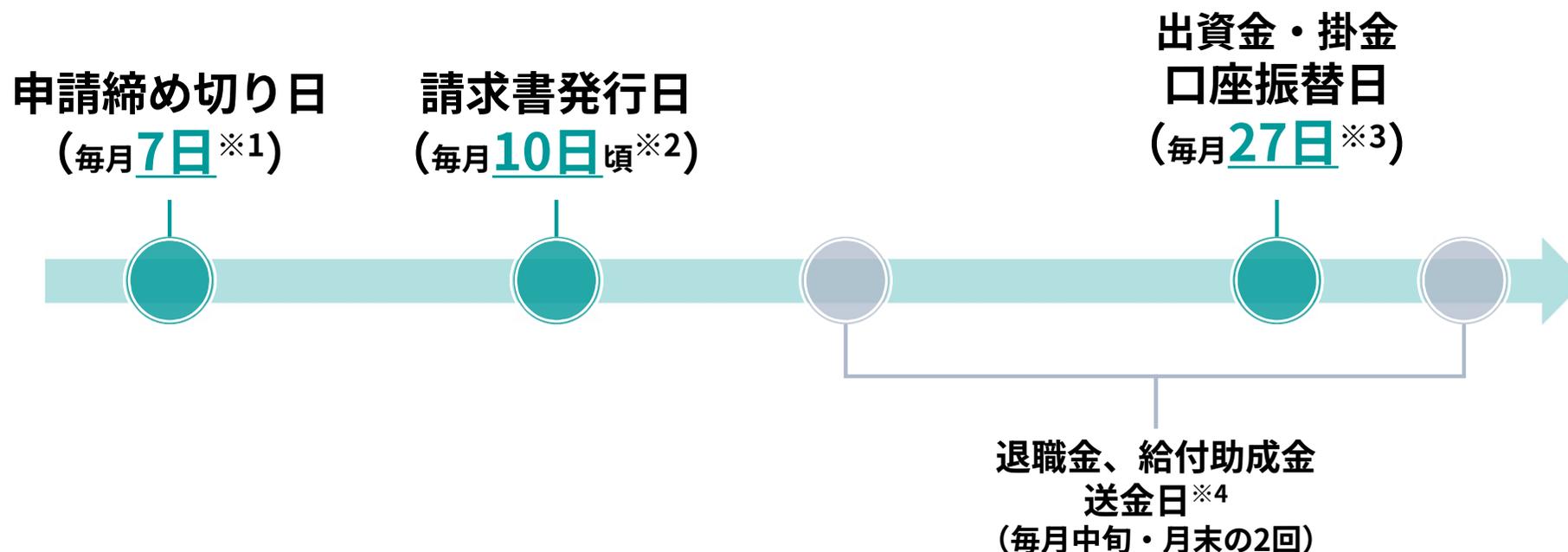
という仕組みにしていることが制度の特徴です。

- ・ 法人 退職金の支払者=ルールを決める立場
- ・ 共済会 資産を管理している団体

退職年金事業の流れ



1か月の流れ



※1 7日が土日祝の場合は、翌営業日が申請締め切り日になります。

※2 10日の請求書発行はHKねっとでの受け取りを利用している場合です（郵送対応の場合は12日頃に投函します）。

※3 27日が土日祝の場合は、翌営業日が口座振替日になります。

※4 中旬：11営業日目、月末：最終営業日の前日 となります（カレンダーにより変動します）。

2026年4月の流れ

日	月	火	水	木	金	土
			申請締め 切り日	2	3	請求書 発行日
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
口座振替日	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

※ 上記は2026年4月のスケジュールです

※ 15日と28日が、退職金および給付助成金の送金日です

加入～在職中の職員に関わる様式

内容	使用する様式	HKねっと	事務の手引き掲載ページ※
採用した職員を 共済会へ加入させるとき	被共済職員加入届 (第9号様式)	×	III-P.21
職員を第2退職年金制度に 加入させるとき	第2退職年金制度加入届 (第9号の3様式)	×	III-P.24
職員の登録内容を 変更・訂正するとき	被共済職員異動・訂正届 (第10号様式・1枚目)	○	III-P.26
同じ法人内の別施設に 異動するとき	被共済職員異動・訂正届 (第10号様式・2枚目)	○	III-P.30
毎年度の本俸登録をするとき	HKねっとで申請 または 被共済職員本俸登録台帳 (第12号様式)	○	III-P.35
第2退職年金制度の 拠出口数を変更するとき	第2出資金口数変更届 (第12号の2様式)	○	III-P.36
在職中の職員が 職員出資金のみを払い出すとき	脱退給付金請求書 (様式第2号)	×	IV-P.11

※ III：「III.会員、施設団体、被共済職員に関わる手続き」、IV：「退職年金事業と諸手続き」

退職する職員に関わる様式

内容	使用する様式	HKねっと	事務の手引き掲載ページ※
退職した職員が 転職先で共済会への加入を 継続するとき	被共済職員継続異動届 (第11号様式)	×	III-P.32
職員が退職するとき	被共済職員退職届 (第13号様式)	×	IV-P.7
退職金を請求するとき	年金・一時金請求書 (様式第1号)	×	IV-P.9

※ III：「III.会員、施設団体、被共済職員に関わる手続き」、IV：「退職年金事業と諸手続き」

法人・施設に関わる様式

内容	使用する様式	HKねっと	事務の手引き掲載ページ※
法人の登録内容を変更するとき	会員・施設変更届（1枚目・法人用） （第3号様式）	△ （一部のみ利用可）	III-P.8
施設の登録内容を変更するとき	会員・施設変更届（2枚目・施設用） （第3号様式）	△ （一部のみ利用可）	III-P.10
新たに施設を登録するとき	一部施設等の新設届 （第4号様式）	×	III-P.12
登録している施設を抹消するとき ・施設を廃止（休止）した ・施設の運営を移管した など	一部施設の廃止等届 （第6号様式）	×	III-P.14
出資金・掛金の引落口座を変更するとき	預金口座振替依頼書 （複写の専用書類）	×	III-P.6

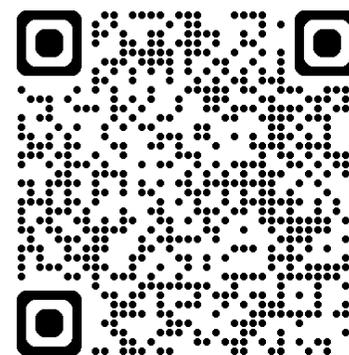
※ III：「III.会員、施設団体、被共済職員に関わる手続き」

その他手続きについて

様式の記入例やその他詳細については、
事務の手引きにてご確認ください。



共済会ホームページ
- 事務の手引き



退職年金事業の概要

重要な変更点

外国人職員について

よくあるお問い合わせ

□ 令和7年度税制改正について

- 退職所得の源泉徴収票※の提出範囲拡大
- iDeCo受取時の退職所得控除ルールの変更

□ HKねっとのパスワードポリシー変更

※ 本資料では「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を「退職所得の源泉徴収票」として表記します

■ 令和7年度税制改正について

- 退職所得の源泉徴収票の提出範囲拡大
- iDeCo受取時の退職所得控除ルールの変更

□ HKねっとのパスワードポリシー変更

退職所得の源泉徴収票の提出範囲拡大

役員への退職金支払時のみ義務付けられていた源泉徴収票の提出が、**2026年1月1日以降に退職した職員**への支払時にも拡大されます。

項目	税制改正後
提出対象	退職日が2026年1月1日以降の職員分 ^{※1・2}
提出先	① 法人の所轄税務署 ② 退職者本人の居住市町村 ^{※3} の2か所
提出期限	①・②ともに、原則として退職後1か月以内 ^{※4}

※1 共済会への加入1年未満の場合は提出不要です（職員出資金の返戻は退職所得ではないため）

※2 役員分の取り扱いは従来と同じです

※3 退職日が属する年の1月1日時点で居住していた（住所所在）市町村が提出先です

※4 税務署宛のみ、年内退職者分を取りまとめて翌年1月31日までに提出することが認められています

退職所得の源泉徴収票の提出範囲拡大

● 退職所得の源泉徴収票とは？

退職金の支払者が職員に対して退職手当※を支給する際に発行する書類で、
税務署提出用と本人交付用があります。

※ 給与所得の源泉徴収票とは別のものです

● 現在は？

共済会分の退職金支給決定の際に送付する通知書類※の
一部に、共済会の登録内容に基づく見本を掲載しています。

※ 法人宛には、「退職一時金支給決定通知書（「税務署提出用」を掲載）」を発行しています

※ 本人宛には、

「退職一時金送金通知書（「受給者交付用」を掲載）」を郵送しています。

退職一時金支給決定通知書
通知書 第 99 号
2025年08月18日
14頁

090-0908
北海道札幌市中央区北三条西2丁目
●●●共済会
●●●共済会
0999-0911

決定番号 02983
支給額 6,616,720 円
内訳 (退職一時金 4,972,800 円、特別貯蓄金 0 円、職員用基金等 1,643,920 円)

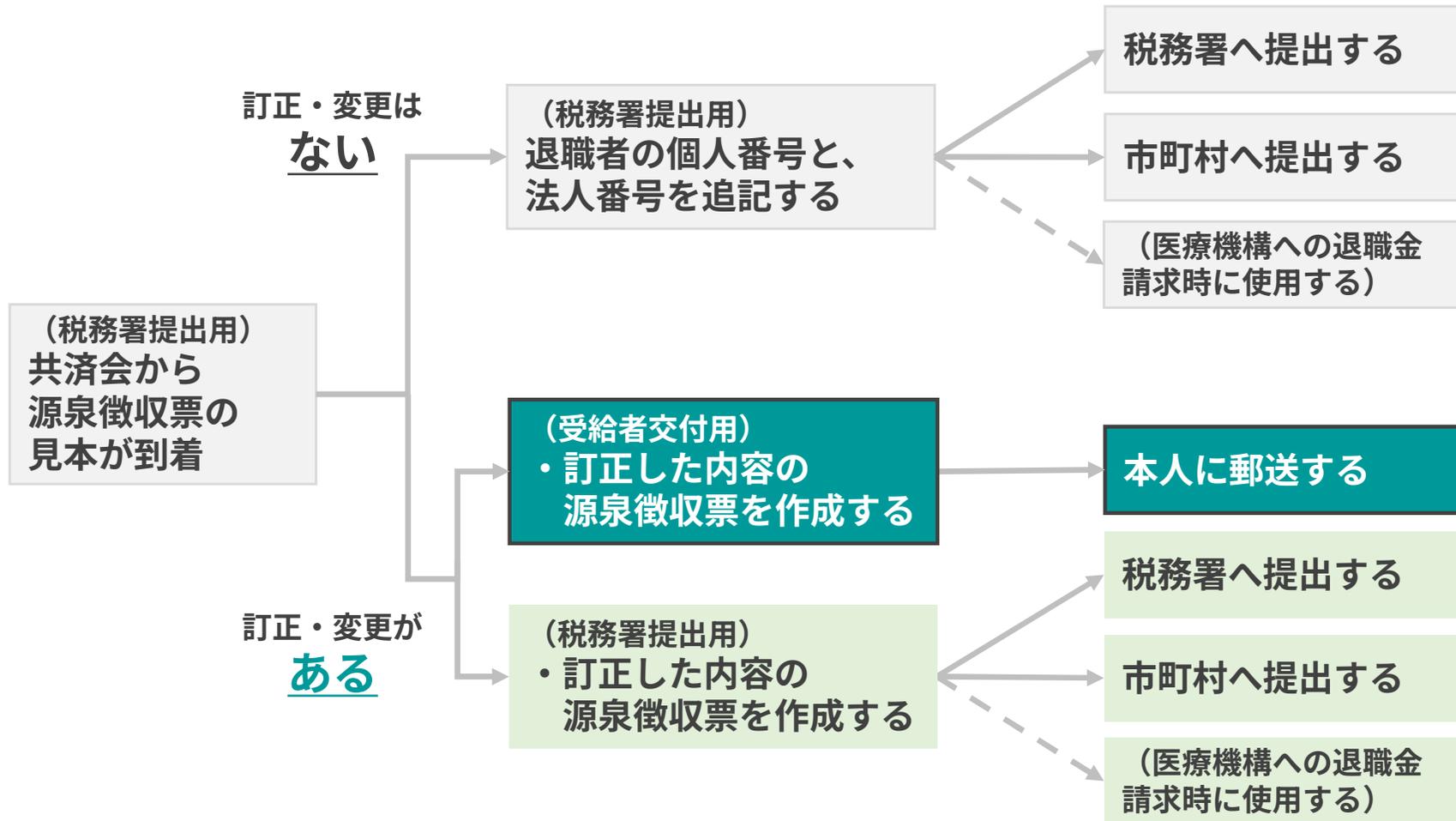
送付金額 0 円
送付返金額 6,616,720 円

送金日 2025年08月28日
送金先
銀行名 支店名 口座番号 義人名
9900 ゆうちょ銀行 999九九九 9876543 777777

2025年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票
支払者 支部名 090-0902 北海道札幌市中央区北三条西2丁目
受給者 0909 0909 北海道札幌市中央区北三条西2丁目
氏名 山田 太郎
区 号 支 店 口座番号 義人名 義人住所
〒000-0000 北海道札幌市中央区北三条西2丁目 090-0902 09090909 山田太郎 北海道札幌市中央区北三条西2丁目
退職所得控除額 1,500,000 円
退職年数 10年
退職年月日 2025年07月31日
備考
支払者 元役員 山田太郎
住所 北海道札幌市中央区北三条西2丁目
支店名 支店名 ●●●共済会
所属区分 01-999-0908

法人で行っていただく作業

訂正・変更の有無によって対応方法が異なります



退職所得の源泉徴収票 (税務署提出用) - 記入内容

2025年 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支受	個人番号	[Redacted]														
支受	住所又は居所	060-0002	北海道札幌市中央区北2条西8丁目													
	2025年1月1日住所	060-0002	北海道札幌市中央区北2条西8丁目													
	氏名	(役職名)	山田 太郎													
区分		支払金額			源泉徴収税額			特別徴収税額		市町村民税			道府県民税			
所得税法第201条第1項第1号並びに地方税法第6第1項第1号及び第328条の6第1項第1号		百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円
4972800					0			0		0			0			
所得税法第201条第1項第2号並びに地方税法第6第1項第2号及び第328条の6第1項第2号		百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円
0					0			0		0			0			
所得税法第201条第3項並びに地方税法第50条の6第2項及び第328条の6第2項適用分		百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円
0					0			0		0			0			
退職所得控除額		勤続年数			就職年月日			退職年月日								
1,500万円		30年			1996年04月01日			2025年07月31日								
摘要																
個人番号又は法人番号		[Redacted]											(右詰で記載してください。)			
支	住所(居所)又は所在地	060-0808	北海道札幌市北区北8条西2丁目													
	氏名又は名称	●●●福祉会											(電話) 011-999-8888			

退職所得の源泉徴収票（税務署提出用）－ 記入内容

項目名	掲載内容	
① 個人番号	退職者本人のマイナンバーを追記してください	
②	住所又は居所	年金・一時金請求書に記載された、「退職者住所」を表示しています
	令和 年1月1日の住所	上記と同じ住所を表示しています ▶ 住所が異なる場合は再作成してください
	氏名	共済会に登録されている氏名を表示しています
③ 支払金額	共済会の制度における退職所得相当額を表示しています	
④	退職所得控除額	勤続年数に応じた控除額を表示しています
	勤続年数	共済会に登録されている就職日から退職日までの年数を表示しています
	就職年月日	被共済職員加入届に記載されていた就職日を表示しています ※ 共済会への加入日ではありません
	退職年月日	被共済職員退職届に記載された退職日を表示しています
⑤ 個人番号又は法人番号	法人番号を追記してください	
⑥ 支払者	共済会に登録されている法人住所および名称を表示しています	

変更点のまとめ

職員分の源泉徴収票も提出対象になった

対象になるのは退職日が2026年1月1日以降の職員分です。

なお、提出範囲拡大の対象は「退職所得」分であり、「給与所得」分ではありません。

到着した見本は必ずチェックする

共済会が発行するものは見本のため、マイナンバーと法人番号の追記は必ず必要です。

また、記載内容に変更や訂正がある場合は、法人が「税務署提出用」と「受給者交付用」の源泉徴収票を作成して「受給者交付用」を退職者本人にお渡しください。

源泉徴収票の提出先は「税務署」と「市町村」

提出先の税務署は「法人の所轄税務署」、市町村は「退職者本人が居住していた市町村」宛です。

■ 令和7年度税制改正について

- 退職所得の源泉徴収票の提出範囲拡大
- **iDeCo受取時の退職所得控除ルールの変更**

□ HKねっとのパスワードポリシー変更

iDeCo受取時の退職所得控除ルールの変更

iDeCo※の受け取り時に適用される「5年ルール」が、「**10年ルール**」に変更されます。 ※ iDeCoの受け取りは原則60歳以上です

iDeCo一時金を先に受け取り、その後に共済会分を請求する場合、退職所得控除額の調整が必要となることがあります。

調整が必要となった場合（源泉徴収する必要がある場合）は、**法人にて税額計算および源泉徴収**していただきます。

※ 共済会分の退職金を先に請求した場合は、別の税制ルール（19年ルール）が適用されるため、iDeCo利用職員の退職金請求時にはご注意ください。また、詳しい内容は税務署、税理士などにご相談ください。

□ 令和7年度税制改正について

- 退職所得の源泉徴収票の提出範囲拡大
- iDeCo受取時の退職所得控除ルールの変更

■ HKねっとのパスワードポリシー変更

HKねっとのパスワードポリシー変更

HKねっとのセキュリティ強度を向上させるため、パスワードポリシーを変更しました。

2025年10月1日以降の初回ログイン時に設定画面が表示されますので、任意のパスワードを設定してお使いください。

新しいパスワードポリシー

文字数：**12文字**以上 かつ 使用文字：**3種類**※以上

※ 英大文字、英小文字、数字、記号 !#\$%()=+*?_{};:[]-@ が対象です（いずれも半角）

退職年金事業の概要

重要な変更点

外国人職員について

よくあるお問い合わせ

外国人職員の取り扱い

共済会の制度は、
職員の国籍によって加入条件が変わることはなく、
加入後に利用できる事業にも違いはありません。

**法人の就業規則や退職金規程に基づいて、
加入する・しないを判断していただきます。**

退職金に関わる注意点

ただし、国内口座の有無や帰国時期によっては、退職時の取り扱いにご注意いただく必要があります。

- ① 共済会からは海外口座へ送金できない
- ② 退職金の前払いは、給与所得に該当する
- ③ 退職日時点で日本国内に居住していないと、退職所得控除の適用外になる

退職金に関わる注意点

① 共済会からは海外口座へ送金できない

共済会から送金できるのは国内口座のみ※となります。

国内口座をお持ちでない場合は、法人または施設口座への送金限定となりますのでご注意ください。

※ 「海外金融機関の日本国内支店」および「国内金融機関の海外支店」は送金対象外です

退職金に関わる注意点

② 退職金の前払いは、給与所得に該当※する

(共済会からの送金時期に国内口座が解約済の場合)

対応策として、

- 退職日以後に法人から本人へ退職金を支払う
- 共済会からの振込先を法人口座宛として立替分を清算

という方法が考えられます。

※ 法人の退職金規程に前払いする旨を記載すれば、退職所得として取り扱うことも可能という解釈もされていますが、外国人職員以外の退職金支給にも影響がおよぶ可能性もあるため、退職前日以前に支払う場合は社労士や税理士へご相談の上、慎重にご対応ください。

退職金に関わる注意点

③ 退職日時点で日本国内に居住していない※1と、 退職所得控除の適用外になる

源泉徴収の要否を決めるのは、
送金日ではなく退職日時点で居住者かどうかです。

非居住者の場合は、
法人にて税額計算および源泉徴収した後に、
本人にお渡しいただくこととなります※2。

※1 有休消化などで退職日前に帰国していて、退職日時点で国内に住所がない場合

※2 還付請求の方法などは、税務署や税理士などにご確認ください

もくじ

- 退職年金事業の概要
- 重要な変更点
- 外国人職員について
- よくあるお問い合わせ

よくあるお問い合わせ - 加入について

Q1 共済会に加入させる職員はどのように決められていますか？

A 法人の就業規則、退職金規程により定めてください
福祉医療機構と同条件とする必要はありません。

Q2 加入日が月途中の場合、請求はどうなりますか？

A 加入月も1か月分の請求が発生します（日割計算はありません）
加入月の翌月にまとめて請求させていただきますのでご注意ください。

Q3 採用した職員の加入申請を忘れていた場合はどうすれば良いですか？

A 最大12か月前まで遡って加入することができます
初回請求時にまとめて清算させていただくため、請求金額が高額になることがあります。

よくあるお問い合わせ - 加入について

Q4 加入届の記載内容に誤りがあった場合はどうすれば良いですか？

A 訂正する内容とタイミングによって対応方法が異なります。

加入届の再提出が必要な項目

所属施設

加入日

職員出資金の拠出選択

職員番号が **変わります**

異動・訂正届[※]で申請する項目

漢字氏名

フリガナ

生年月日

本俸月額

就職日

性別

職種

職員番号は **そのままです**

※ HKねっとでも申請することができます

よくあるお問い合わせ - 加入について

Q5 加入1年未満で退職した職員は、何を手続きすれば良いですか？

A 職員出資金の拠出状況によって提出書類が変わります。

- ・ 拠出あり 「被共済職員退職届」と「年金・一時金請求書」 の2種類
- ・ 拠出なし 「被共済職員退職届」のみ

Q6 退職日が月途中の場合、請求はどうなりますか？

A 退職月も1か月分の請求が発生します（日割計算はありません）。

Q7 退職の手続きを忘れていた場合、どうすれば良いですか？

A 退職に関する手続きを行ってください。

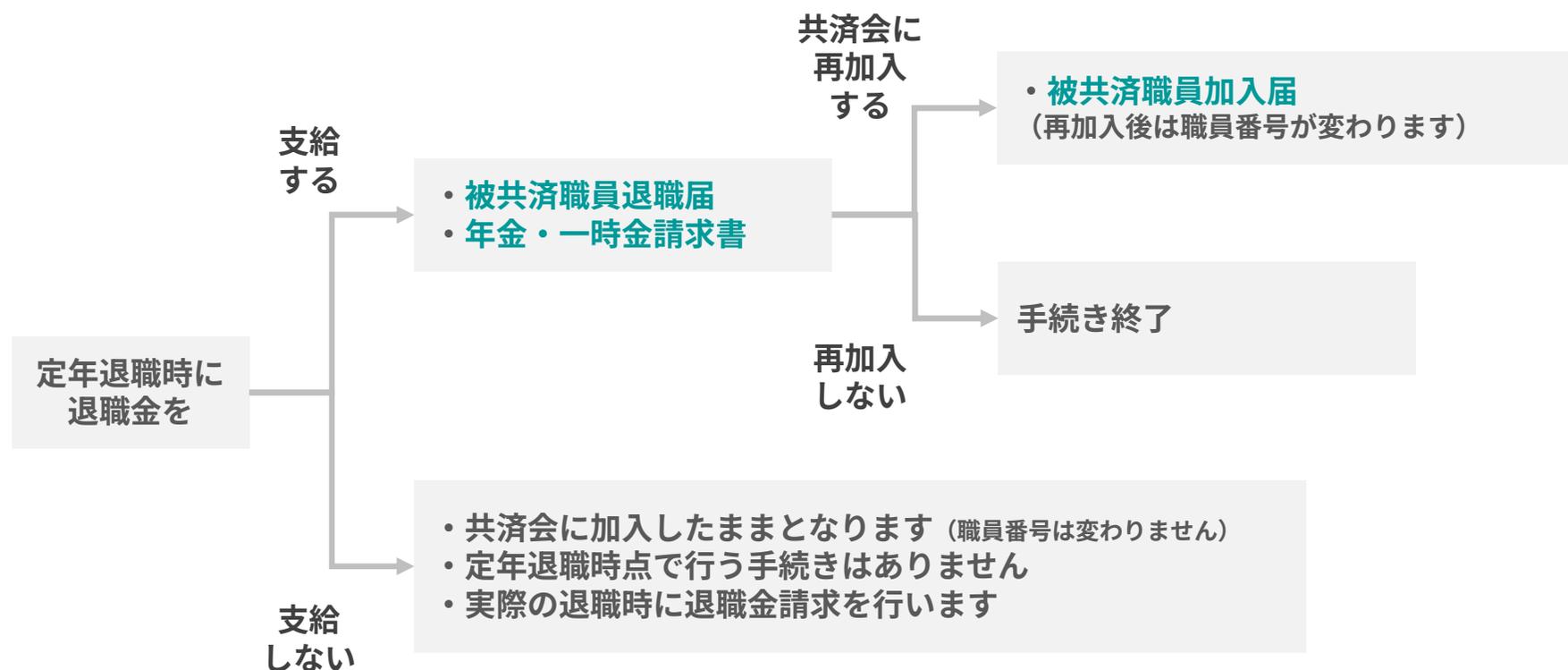
退職月以降に納付いただいた出資金・掛金は清算させていただきます。
精算額によって対応が異なりますので、詳細は事務局にお問い合わせください。

よくあるお問い合わせ - 退職について

- Q8**
- ・ 定年退職した職員の手続きには何が必要ですか？
 - ・ 定年退職後に共済会へ再加入しなければなりませんか？

A

法人が定める退職金規程の内容によって取扱いが異なります。



よくあるお問い合わせ - 本俸月額について

Q9 本俸月額の内容はなんですか？

A

基本給に調整額を加えたものです。

調整額とは「国家公務員の給与制度における調整額」のことです。

特殊業務手当や処遇改善加算などを指しており、住宅、通勤手当などを含めることはできません。

また、加算対象とするための基本条件がありますのでご注意ください。

(事務の手引き / II.共済制度の概要 P.4~5 参照)

Q10 年度途中で昇給や給与変更があった場合はどうすれば良いですか？

A

変更が当該年度の4/1に遡って適用されるかどうかで対応が異なります。

- ・遡って適用する 本俸月額の変更手続きが必要です。
等級変動が発生する場合、差額清算となりますのでご注意ください。
- ・遡って適用しない 年度途中の変更は登録できないため、手続きはありません。

よくあるお問い合わせ - その他

Q11 配置換と継続異動の違いはなんですか？

A

同じ法人内での異動か、他法人への転職かの違いです。

- ・配置換 同じ法人内での施設間異動のことを指します
- ・継続異動 職員が退職し、共済会加入法人へ転職する際に、退職金を清算せずに引き継ぎことを指します

Q12 職員が休職した場合、請求を停止することはできますか？

A

請求を停止することができます（法人規程により休職扱いと定めてください）。

ただし、**産前産後休暇、労災による休暇の際は休職扱いとできません。**

休職期間中は出資金・掛金の払い込みが停止となり、退職金の算定期間に含まれません。

Q13 代表者が変わった際の口座名義はどうすれば良いですか？

A

代表者名部分の変更だけであれば、届出は不要です。

よくあるお問い合わせ

今回ご紹介したのは件数の多い一部の事例です。
その他は、**共済会ホームページ**にてご覧ください。

